



東京都が実施する
PCB廃棄物

助成金申請ガイド

- PCB廃棄物は、絶縁油に含まれるPCB濃度により処理方法が異なります。
- そのため、PCB濃度の確認を行い、適切な方法で処理することが必要です。
- 東京都ではPCB廃棄物の期限内処理促進のため、個人または中小企業者等の方々の負担軽減を図るため、PCB廃棄物と照明用安定器調査の助成制度を実施しております。 * 都内で所有しているものに限りです。

基本の流れを確認しながら、助成金を申請してください。

東京都 微量PCB廃棄物処理支援事業

【申請期限：令和3年3月31日まで】

東京都 高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業

【申請期限：令和3年3月31日まで】
(照明用安定器は令和4年3月31日まで)

東京都 PCB含有安定器調査支援事業

【申請期限：令和4年3月31日まで】

詳細は中面をご覧ください▶▶

東京都が実施するP C B廃棄物の助成制度 2P

助成金申請の流れ 3P

微量 P C B

助成対象者と申請書類 4P

分析費 助成対象者等詳細 6P

処理費 助成対象者等詳細 8P

微量・低濃度P C B廃棄物処理施設の一覧 10P

高濃度 P C B

助成対象者等詳細 11P

P C B含有安定器調査

助成対象者等詳細 17P

(参考) 調査委託に関するお問い合わせ 21P

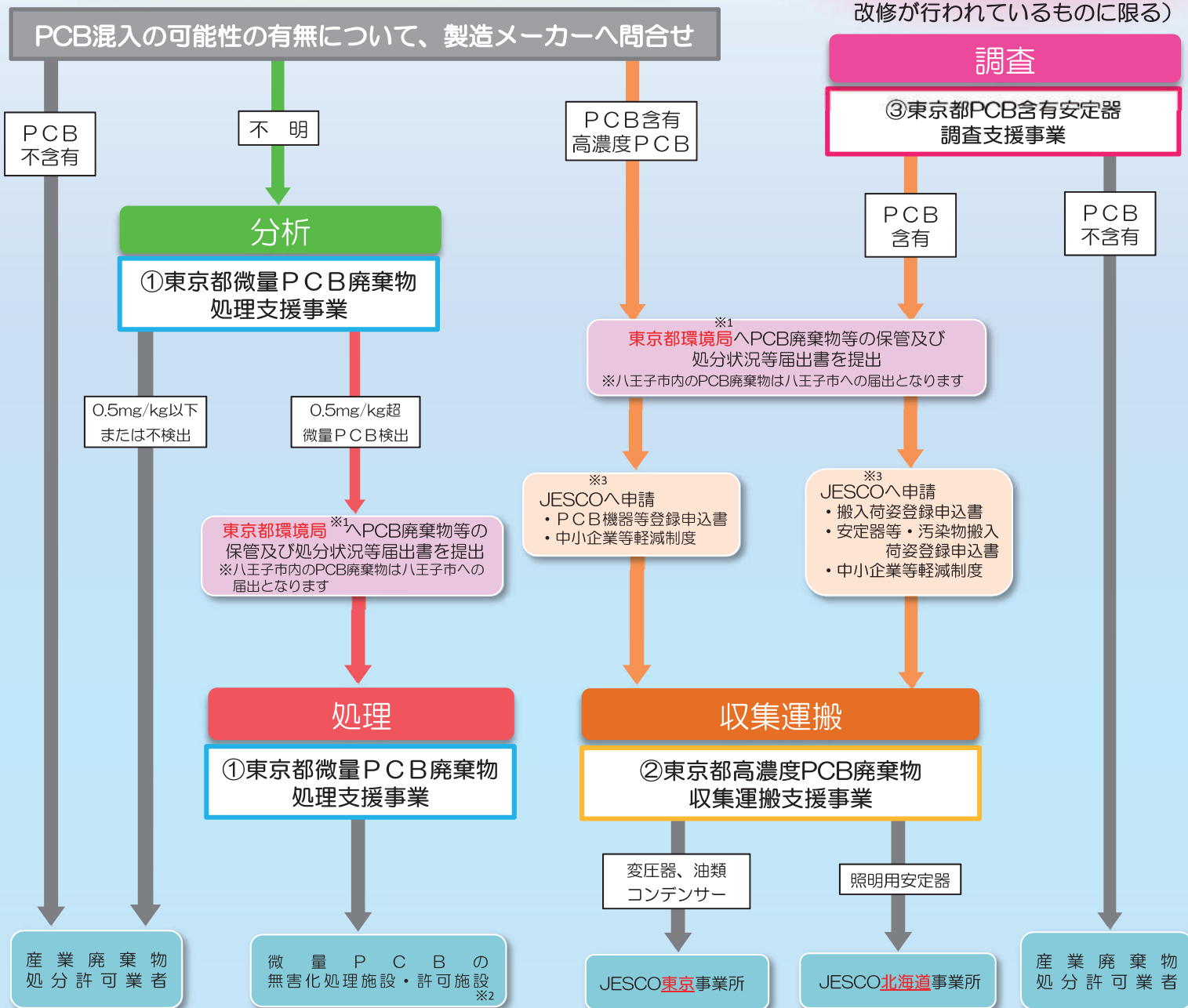
よくある質問と注意事項 22P

※助成金は予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

東京都が実施するPCB廃棄物の助成制度

都内で保有しているPCB混入の可能性のある機器

助成対象者が都内に
所有する事業用建物
(昭和52年3月以前に建築又は
改修が行われているものに限り)



※1 東京都環境局の届け出書類に関する問合せ先
資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当
☎03-5388-3573
URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/pcb/

※2 無害化処理施設は環境省のHPIにて最新情報を確認できます。
10ページにも掲載しています。
環境省『廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設』
URL: <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

※3 高濃度PCB使用電気機器の処理
中間貯蔵・環境安全事業(株) (通称: JESCO)

【処理対象】	【処理対象】
変圧器・コンデンサー (重量3kg以上)	①蛍光灯安定器
	②小型電気機器(重量3kg未満)
	③PCB汚染物

東京事業所 ☎ 03-5765-1927 処分期間: 令和4年3月末	北海道事業所 ☎ 03-5765-1197 処分期間: 令和5年3月末
--	---

助 成 金 申 請 の 流 れ

助成金申請の書類提出は、**2回** 必要です。

1回目 実施**前**の交付申請

2回目 実施**後**の実績報告

ここから
スタート!

※助成制度の詳細については、各ページでご確認ください。

1回目 実施**前**の交付申請

2回目 実施**後**の実績報告

1

交 付 申 請 書 類 の 作 成 と 提 出

申請に必要な書類の様式は、（公財）東京都環境公社のホームページからダウンロードしてください。（URL：<https://www.tokyokankyo.jp/>）

*インターネットをご利用できない場合は書類の郵送も可能です。



1 回 目 交 付 申 請 提 出 書 類



2 回 目 実 績 報 告 提 出 書 類

●提出書類の詳細については各事業の詳細ページをご確認ください。

微量PCB 分析…6p 処理…9p

高濃度PCB JESCO東京事業所…15p 北海道事業所…16p

安定器調査…19p

●様式の記載例については手引きをご確認ください。

申請書類の提出(郵送) ⇒ 環境公社到着 ⇒ 審査

2

交 付 決 定 通 知 書 の 受 領

2

確 定 通 知 書 の 受 領

3

対 象 事 業 の 実 施

3

助 成 金 の 受 領

4

実 績 報 告 提 出 へ



事業の実施は、**交付決定通知書を受領した後**に実施してください。

注意! 交付決定通知書の発行よりも前に実施した場合、**助成金の交付はできません。**

助成対象者と申請書類

個人

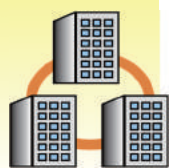


個人の方

過去に中小企業者
であった個人の方
マンション等の
個人オーナー

- ① 交付申請書(第1号様式関係)
- ② 業者からの見積書の写し
(発行者の社印のあるもの)
- ③ 印鑑証明書
- ④ 銘板の写真(分析の場合)

中小企業団体



事業協同組合

事業協同小組合

信用協同組合

同組合連合会

企業組合

協業組合

商工組合

商工組合連合会

- ① 交付申請書(第1号様式関係)
- ② 業者からの見積書の写し
(発行者の社印のあるもの)
- ③ 登記事項証明書
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 銘板の写真(分析の場合)

マンション等
建物管理組合法人

- ① 交付申請書(第1号様式関係)
- ② 業者からの見積書の写し
(発行者の社印のあるもの)
- ③ 登記事項証明書
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 銘板の写真(分析の場合)

個人のマンション等
建物管理組合

- ① 交付申請書(第1号様式関係)
- ② 業者からの見積書の写し
(発行者の社印のあるもの)
- ③ 銘板の写真(分析の場合)
十下記の「公社が必要と認める書類」
- ④ 管理組合代表者の個人の印鑑証明書
- ⑤ 代表者に選任された事が分かる議事録
- ⑥ 管理組合の規約

助成
対象外

- 電気機器の保管場所が都外の場合
- 電気機器以外に入っている絶縁油の分析をする場合
- 交付決定通知書を受領する前に分析または処理のための搬出を実施した場合
- PCBを絶縁材料として使用した機器(高濃度PCB)の分析、処理をする場合
- 安定器および安定器から取り出したコンデンサーの分析、処理をする場合
- 国及び地方公共団体(独立行政法人含む)による申請

中 小 企 業 者

以下の資本金・従業員数どちらか該当



業 種	資本金	または	従業員数
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
製造業・ その他の業種	3億円以下		300人以下

- ① 交付申請書
(第1号様式関係)
- ② 業者からの見積書の写し
(発行者の社印のあるもの)
- ③ 登記事項証明書
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 銘板の写真(分析の場合)

左記の表で、従業員数
のみ該当する場合

- ⑥ 下記に記載している
「公社が必要と認める
書類」が必要です

会 社 以 外 の 法 人

以下の従業員数が該当



主たる事業	従業員数
サービス業 に属する事業	100人以下
卸売業 に属する事業	100人以下
小売業 に属する事業	50人以下
製造業・ その他の業種 に属する事業	300人以下

従業員数が
100人以下の

学校法人
医療法人
財団法人
宗教法人
社会福祉法人
保育園
健康保険組合

- ① 交付申請書
(第1号様式関係)
- ② 業者からの見積書の写し
(発行者の社印のあるもの)
- ③ 登記事項証明書
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 銘板の写真(分析の場合)
- ⑥ 下記に記載している
「公社が必要と認める
書類」

公社が必要
と認める書類

従業員数を証明する書類

従業員数の記載がある、公的な書類を1点ご提出下さい

- 労働保険概算・確定保険料申告書(控)
- 法人税確定申告書添付書類
(法人事業概況説明書) 等

※公的機関の受領印があること。無ければ、記載された
金額を支払った領収書などを併せて提出してください。

従業員数について

労働基準法第20条のパート・アルバイト・臨時雇
いを含む、「解雇予告を必要とする者」をいう。

※解雇予告を適用しない労働者

- 日雇い労働者
- 2ヶ月以内の期間限定労働者
- 季節的業務で4ヶ月以内の期間限定労働者
- 14日以内の試用期間中の労働者

業種分類
について

- 各業種・主たる事業の詳細については、日本標準産業分類(総務省)をご参照下さい
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm
- 中小企業の範囲の取扱いについては、中小企業庁のホームページをご参照ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

助成対象となる電気機器等と提出書類確認

助成対象となる電気機器 ○

都内で保有している 微量のPCBに汚染された可能性のある
変圧器及びコンデンサー類の電気機器

例：コンデンサー、高圧変圧器、リアクトル、変成器、遮断器、
開閉器、整流器、放電コイル、低圧変圧器、サージアブソー
バー（避雷器）等

助成対象外 ✕

- 高濃度PCBが含有されている機器
- 照明用安定器及び照明用安定器から
取り出したコンデンサー
- 電気機器以外に入っている油の分析

助成金の額及び限度額

● 試料採取費及び分析費の 50%

● 1台あたりの助成金額の 上限は12,500円



1回目 交付申請の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

提出書類		確認内容	チェック
交付申請時	交付申請書 (第1号の2様式)	① 申請書の住所・氏名・名称が 法人の場合・・・登記事項証明書と同一 個人の場合・・・印鑑証明書と同一	☐
		② 印鑑証明書と同一の押印がある	☐
		③ 「【2】助成対象事業実施予定日」に試料採取予定日を記載 している(作業日が不明な場合、目安の日付を入れて下さい)	☐
		④ 「【3】A測定経費」と「別紙」の測定経費は、PCB分析に関わる、 採油費・分析費・諸経費である	☐
		⑤ 「【3】経費配分」、別紙の「測定経費(A)・助成計算額(B)」の計算 に間違いがない	☐
	業者からの見積書の写し	⑥ 宛名が申請者と同一である	☐
		⑦ 発行者の社印がある	☐
		⑧ 申請機器の台数と単価(税抜き金額)の記載がある	☐
	登記事項証明書 (法人の場合のみ)	⑨ 公社到着時に発行後3ヶ月以内の原本である	☐
	印鑑証明書	⑩ 公社到着時に発行後3ヶ月以内の原本である	☐
公社が必要と 認める書類 該当する対象者は3、4 ページをご参照下さい。	建物管理組合 マンション等 個人の	⑪ 管理組合代表者の個人の印鑑証明書 ⑫ 管理組合の規約 ⑬ 代表者に選任された事が分かる議事録	☐ ☐ ☐
	※ ¹ 中小企業者または 会社以外の法人	⑭ 従業員数の記載がある、公的な書類に公的機関 の受領印があるか。無い場合は記載された金額 を支払った領収書などを添付 ・労働保険概算・確定保険料申告書(控) ・法人税確定申告書添付書類 (法人事業概況説明書) 等 ※ ¹ 中小企業者で、4ページに記載している資本金で助成対 象に該当する場合、従業員数を証明する書類は不要	☐
銘板の写真	⑮ 交付申請書に記載した機器の銘板写真である	☐	



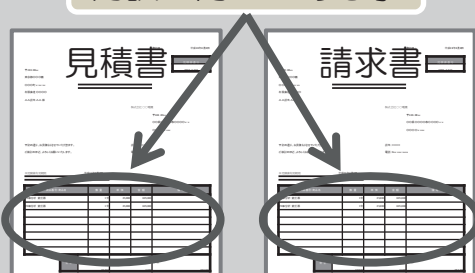
2回目 実績報告の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

提出書類		確認内容	チェック
実績報告時	実績報告書 (第5号の2様式)	① 実績報告書の住所・氏名・名称が 法人の場合…登記事項証明書と同一 個人の場合…印鑑証明書と同一	☒
		② 印鑑証明書と同一の押印がある	☒
		③ 「【2】助成金交付決定額」に記載した額と 「交付決定通知書」の交付決定額が同額 ※変更があった場合は変更後の交付決定金額を記載	☒
		④ 「【3】助成対象事業完了日」に微量PCB濃度 証明書の発行日を記載している	☒
	請求書 (第7号様式)	⑤ 請求書の住所・氏名・名称が 法人の場合…登記事項証明書と同一 個人の場合…印鑑証明書と同一	☒
		⑥ 印鑑証明書と同一の押印がある	☒
		⑦ 請求金額が交付決定通知書の交付決定額と同額 ※変更があった場合は最終の交付決定額を記載	☒
	計量証明事業者が発行する PCB濃度証明書の写し	⑧ 発行者の社印があるか	☒
	業者からの請求明細書の写し	⑨ 発行元・宛名・内訳が見積書と同一	☒
		⑩ 発行者の社印がある	☒
	業者への支払いを 証明する書類の写し	⑪ 支払い金額が見積書、請求明細書と同額である	☒
		⑫ 支払日が請求書の発行日よりも後になっている	☒
	銘板の写真	⑬ 申請時未提出の場合	☒

注意！ 試料採取及び分析事業者が発行した請求明細書には、交付申請時に提出した
見積書と同一の発行会社、及び「内訳内容」の記載が必要です。

※請求明細書に内訳を記載出来ない場合、別途「内訳」を記載した請求書を作成して頂きます。

内訳が同一である事



内訳内容がOKな例

見積書の内訳	請求書の内訳
PCB分析費 2台 単価25,000円	PCB分析費 2台 単価25,000円

内訳内容がNGな例

別途「内訳」を記載した請求書を作成して頂きます。

見積書の内訳	請求書の内訳
PCB分析費 2台 単価25,000円	PCB分析費 1式 合計50,000円

助成対象となる廃棄物等

処理

助成対象となる廃棄物



助成対象外



都内で保有している

- ① 微量PCBの含有が確認された絶縁油
- ② 微量PCB絶縁油が付着し、又は封入されたドラム缶等の容器
- ③ 微量PCB絶縁油が封入された変圧器、コンデンサー等の電気機器

- 照明用安定器及び照明用安定器から取り出したコンデンサー
- 分析時の検体・ウェス等の汚染物の処理費

助成対象経費

- 電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取るために要する経費
- 助成対象廃棄物の運搬に要する経費
- 助成対象廃棄物の処分に要する経費

助成金の額

助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の**50%**

限度額

① 使用中の変圧器から微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処理する場合 (単位 千円)

合計油量 (リットル)	抜油作業台数					
	1台	2台	3台	4台	5台	6台以上
750L超	120	165	214	263	3 2 7	
600L超～750L以下				208	2 5 9	
500L以上～600L以下			173		1 6 8	
450L超～500L未満				135		
400L以上～450L以下		138				
300L超～400L未満			118			
300L		101		135		
200L以上～300L未満			102			
150L超～200L未満		84				
100L以上～150L以下						
100L未満						

※「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量をいいます。

② ドラム缶等容器に保管している 微量PCB絶縁油を容器ごと処理する場合

※「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量をいいます。

合計油量(リットル)	限度額 (単位 千円)
150L超	120
100L以上～150L以下	102
100L未満	84

③ 微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合(1台あたり)

※「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいいます。

※ 2台以上の限度額は、機器ごとの限度額を合計した額となります。

機器電源容量(kVA)	限度額 (単位 千円)
75kVA以上	450
30kVA超～75kVA未満	350
30kVA以下	250



1回目 交付申請の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

提出書類		確認内容	チェック
交付申請時	交付申請書 (第1号様式)	① 申請書の住所・氏名・名称が 法人の場合：登記事項証明書と同一／個人の場合：印鑑証明書と同一	☐
		② 印鑑証明書と同一の押印がある	☐
		③ 「【2】事業所番号又は受領年月日」の記載漏れが無い ※東京都環境局への届出がまだの場合は先に届出をしてください	☐
		④ 「【4】経費配分」は、見積りに記載された運搬費・処分費・その他の経費の 税抜き額である	☐
		⑤ 「【5】助成対象項目」に、助成対象外のものを記載していないか	☐
	業者からの 見積書の写し	⑥ 宛名が申請者と同一である	☐
		⑦ 発行者の社印がある	☐
		⑧ 申請機器の台数と単価(税抜き金額)の記載がある	☐
	・登記事項証明書 (法人のみ) ・印鑑証明書	⑨ 公社到着時に発行後3ヶ月以内の原本である	☐
	PCB濃度 証明書の写し	⑩ 計量事業者が発行したもので、発行者の社印があるか	☐
	その他公社が 必要と認める書類	⑪ 必要な書類は揃っているか（詳細は【分析】の提出書類を確認ください）	☐



2回目 実績報告の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

提出書類		確認内容	チェック
実績報告時	実績報告書 (第5号様式)	① 実績報告書の住所・氏名・名称が 法人の場合：登記事項証明書と同一／個人の場合：印鑑証明書と同一	☐
		② 印鑑証明書と同一の押印がある	☐
		③ 「【2】助成金交付決定額」に記載した額と「交付決定通知書」の交付 決定額が同額 ※変更があった場合は変更後の交付決定金額を記載	☐
	請求書 (第7号様式)	④ 請求書の住所・氏名・名称が 法人の場合：登記事項証明書と同一／個人の場合：印鑑証明書と同一	☐
		⑤ 印鑑証明書と同一の押印がある	☐
		⑥ 請求金額が交付決定通知書の交付決定額と同額 ※変更があった場合は最終の交付決定額を記載	☐
	業者からの 請求明細書の写し	⑦ 発行元・宛名・内訳が見積書と同一	☐
		⑧ 発行者の社印がある	☐
	業者への支払を証明 する書類の写し	⑨ 支払い金額が見積書・請求明細書と同額である	☐
		⑩ 支払日が請求書の発行日よりも後になっている	☐
	マニフェスト伝票 (D票)	⑪ 記載された処理内容は助成対象機器と同じ内容になっている	☐

微量・低濃度PCB廃棄物処理施設の一覧

処理

(令和元年5月16日現在)

※ 処理の方法が「焼却」の施設を掲載しています。施設の最新情報や処理の方法が「焼却」以外の施設については、環境省HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」のページをご確認ください。

事業者名 問合せ先		設置場所	廃棄物の種類 (微量PCB廃電気機器等・ 低濃度PCB含有廃棄物)			
			廃油	コンデンサ等・ トランス	汚染物 その他	処理物
無害化 処理 認定 施設	財)愛媛県廃棄物処理センター 089-912-2355	愛媛県	●	●	●	●
	光和精鉱(株) 093-872-2100	福岡県	●	●	●	
	(株)クレハ環境 0246-63-1231	福島県	●	●	●	●
	エコシステム秋田(株) 0186-46-1500 (受付先: エコシステムジャパン(株))	秋田県	●	●	●	●
	神戸環境クリエイト(株) 078-651-5060	兵庫県	●		●	●
	(株)富山環境整備 076-469-5356	富山県	●	●	●	●
	(株)富士クリーン 087-878-3111	香川県	●	●	●	●
	(株)ジオレ・ジャパン 06-6411-3690	兵庫県	●			
	三光(株) 0859-44-5367	鳥取県	●	●	●	●
	杉田建材(株) 0436-96-1311	千葉県	●	●	●	●
	J&T環境(株) (横浜エコクリーン) 045-505-7949	神奈川県	●		●	●
	群桐エココ(株) 0276-55-0500	群馬県	●	●	●	●
	環境開発(株) 076-244-3132	石川県	●		●	●
無害化 処理 認定 施設	オオノ開発(株) 089-976-1234	愛媛県	●	●	●	●
	JX金属苫小牧ケミカル(株) 0144-56-0231	北海道	●	●	●	●
	(株)GE 072-243-6335	大阪府	●		●	●
	ユナイテッド計画(株) 018-877-3027	秋田県	●	●	●	●
	エコシステム小坂(株) 03-6847-7011 (受付先: エコシステムジャパン(株))	秋田県			●	●
	三池精錬(株) 0944-53-7262	福岡県			●	●
	赤城鉱油(株) 0277-73-0194	群馬県	●	●	●	●
	(株)太洋サービス 053-447-4640	静岡県	●	●	●	●
	東京鐵鋼(株) 0178-28-9191	青森県	●	●	●	●
	エコシステム千葉(株) 0438-60-7175 (受付先: エコシステムジャパン(株))	千葉県	●	●	●	●
	J&T環境(株) (東京臨海エコクリーン) 045-505-7949	東京都	●			
	エコシステム山陽(株) 03-5611-6867 (受付先: エコシステムジャパン(株))	岡山県	●	●	●	●
	水島エコワークス(株) 086-447-3255	岡山県	●			●
	三重中央開発(株) 0595-20-1746	三重県	●		●	●
許可 施設						



処理費用・受入れ条件などの詳細は、直接処理施設にお問合せください

助成対象者

- ① 東京都内で高濃度PCB廃棄物を保管・所有している方
 - ② JESCOに「中小企業者等軽減制度」の申請を行い、軽減対象となった方
- 上記①②の条件の両方を満たす次の方が、助成金交付の対象となります。



中 小 企 業 者

・会社(株式・有限・合資・合名・合同)

表1において業種毎に定められているA又はBの基準を満たす会社。
ただし次のいずれかに該当する場合は助成対象外となります。

①	1又は2者以上の大企業者(中小企業者以外の会社)が保有する株式数又は出資額が、該当会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)。
②	みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。
③	当該会社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。

・個人事業者

表1において業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業者

表1 中小企業者等の基準

業種	A資本金又は出資金の総額	B常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他(上記以外の業種)	3億円以下	300人以下

助成対象者



中小企業団体

表2に定められる中小企業団体等

表2 中小企業団体等の基準

基準	例
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1の基準のいずれかに該当する者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等



法人

次のいずれかに該当する法人

- ① 常時使用する従業員の数が表1（P11参照）において、主たる業種ごとに定められるBの基準を満たす法人（国及び地方公共団体を除く）
- ② 常時使用する従業員数が100人以下の法人（会社、中小企業団体、国及び地方公共団体を除く）
 （例）学校法人、医療法人、一般財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合、医療法人、マンション管理組合（法人登記されているもの）



個人

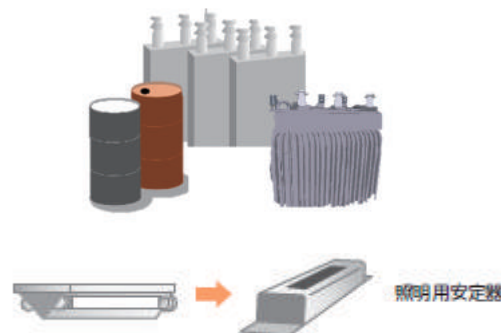
- ① 解散又は事業を廃止した事業者から高濃度PCB廃棄物を継承して保管している個人
- ② 何らかの理由で高濃度PCB廃棄物を保管することとなった個人

助成対象となる廃棄物

東京都内に保管している、JESCO東京事業所に機器登録をした高濃度PCB廃棄物
及びJESCO北海道事業所に荷姿登録をした照明用安定器類。

＊JESCOへ搬入・処分することの出来る高濃度PCB廃棄物。

JESCO東京事業所	トランス、コンデンサー、油類
JESCO北海道事業所	蛍光灯安定器 水銀灯用安定器 安定器(用途不明) 防爆形安定器 安定器用コンデンサー ネオントランス



助成対象経費

高濃度PCB廃棄物を都内の保管場所からJESCO東京事業所又はJESCO北海道事業所まで収集運搬等するのに要する経費。

ア

収集運搬

イ

積み込み

ウ

積み下し

エ

漏えい防止措置

オ

その他の措置

助成金の額

収集運搬費用のうち助成対象となる経費の

中小企業者等

50%

個人

95%

を助成します。

＊それぞれ助成限度額を超える金額の場合は、助成限度額を適用します。

助成金の限度額

高濃度PCB 廃棄物の種類・漏えい防止措置・その他措置のそれぞれに助成限度額が定められています。限度額の算出は次のとおりとなります。

① 高濃度PCB廃棄物の種類に応じた助成限度額

高濃度PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類及び照明用安定器類)が2以上ある場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額となります。

*対象となる項目は、助成対象経費の経費項目(P13)ア～ウになります。)

高濃度PCB廃棄物の種類	中小企業者等	個人
変圧器類	260,000円/台	494,000円/台
コンデンサー類	115,000円/台	218,500円/台
PCB原液及びPCBを含む油	115,000円/式	218,500円/式
安定器類(ドラム缶)	75,000円/缶	142,500円/缶
安定器類(ペール缶)	50,000円/缶	95,000円/缶

※ 照明用安定器類をドラム缶やペール缶などの容器に収納せずに収集運搬する場合、助成限度額は「安定器類(ドラム缶)」を上限とします。(総重量100kg未満が条件となります。)

② 漏えい防止措置に係る助成限度額

漏えい防止措置が必要な高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、それぞれに助成限度額を適用します。

*対象となる項目は、助成対象経費の経費項目(P13)エになります。)

措置の種類	中小企業者等	個人
漏えい防止措置	50,000円/台	95,000円/台

③ その他措置に係る助成限度額

①以外の高濃度PCB廃棄物を収集運搬に必要な措置を行った場合、1申請あたり一式での助成限度額となります。

*対象となる項目は、助成対象経費の経費項目(P13)オになります。)

措置の種類	中小企業者等	個人
その他の措置	230,000円/式	437,000円/式



1回目 交付申請の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

	提出書類	様式等	発行元	確認内容	チェック
交付申請時	交付申請書	第1号様式	—	押印が印鑑証明書のもものと同一である	☒
	PCB廃棄物等の保管及び 使用状況等届出書	写し	東京都	申請の機器が全て記載されている。	☒
	PCB機器等登録確認書	写し	JESCO	保管事業場名称等が「PCB廃棄物等の保管および使用状況等届出書」と一致している。	☒
	登録PCB廃棄物リスト(別紙)	写し	JESCO	申請の機器が全て記載されている	☒
	中小企業者等軽減制度 審査結果通知書	写し	JESCO	中小企業者等軽減制度審査結果通知書が適用有効期間内のもの	☒
	収集運搬費の見積書	写し	収集運搬業者等	見積書の詳細が明記されている	☒
	印鑑証明書	原本	—	発行後3ヶ月以内のもの	☒



2回目 実績報告の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

	提出書類	様式等	発行元	確認内容	チェック
実績報告時	実績報告書	第5号様式	—	押印が印鑑証明書のもものと同一である	☒
	マニフェスト伝票 B2票	写し	—	交付年月日は、交付申請の決定日より後の日付になっている	☒
	収集運搬費の請求書(明細書)	写し	収集運搬業者等	税抜き金額での記載がされている	☒
	収集運搬費の支払いを 証明する書類	写し	収集運搬業者等	請求書よりも後の日付になっており、廃棄物の種類・処理料金の割引が記載されている	☒
	PCB廃棄物処理委託契約書	写し	JESCO	排出事業者と申請者が同一である	☒
	請求書	第7号様式	—	押印が印鑑証明書のもものと同一である	☒



1回目 交付申請の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

	提出書類	様式等	発行元	確認内容	チェック
交付申請時	交付申請書	第1号様式	—	押印が印鑑証明書のもものと同一である	☒
	PCB廃棄物等の保管及び 使用状況等届出書	写し	東京都	申請の機器が全て記載されている。	☒
	安定器等・汚染物搬入荷姿 登録確認書	写し	JESCO	保管事業場名称等が「PCB廃棄物等の保管 および使用状況等届出書」と一致している。	☒
	安定器等・汚染物搬入荷姿登録 リスト(別紙)	写し	JESCO	申請の機器が全て記載されている	☒
	搬入荷姿登録調査票 (安定器等・汚染物)	写し	JESCO	保管事業場名称等が、上記「PCB廃棄物 等の保管及び使用状況等届出書」と一致し ている。	☒
	中小企業者等軽減制度 審査結果通知書	写し	JESCO	中小企業者等軽減制度審査結果通知書が 適用有効期間内のもの	☒
	収集運搬費の見積書	写し	収集運搬 業者等	見積書の詳細が明記されている	☒
	印鑑証明書	原本	—	発行後3ヶ月以内のもの	☒



2回目 実績報告の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

	提出書類	様式等	発行元	確認内容	チェック
実績報告時	実績報告書	第5号様式	—	押印が印鑑証明書のもものと同一である	☒
	マニフェスト伝票 B2票	写し	—	交付年月日は、交付申請の決定日より後の 日付になっている	☒
	収集運搬費の請求書(明細書)	写し	収集運搬 業者等	税抜き金額での記載がされている	☒
	収集運搬費の支払いを 証明する書類	写し	収集運搬 業者等	請求書よりも後の日付になっており、廃棄物 の種類・処理料金の割引が記載されている	☒
	PCB廃棄物処理委託契約書	写し	JESCO	排出事業者と申請者が同一である	☒
	請求書	第7号様式	—	押印が印鑑証明書のもものと同一である	☒

助成対象者

都内に事業用建物を所有しており、次に該当する方が助成金交付の対象となります。



中 小 企 業 者

・会社(株式・有限・合資・合名・合同)

表1において業種毎に定められているA又はBの基準を満たす会社。
ただし次のいずれかに該当する場合は助成対象外となります。

- ① 1又は2者以上の大企業者(中小企業者以外の会社)が保有する株式数又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)。
- ② みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。
- ③ 当該会社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。

・**個人事業者** 表1において業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業者

表1

業種	A資本金又は出資金の総額	B常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他(上記以外の業種)	3億円以下	300人以下



中 小 企 業 団 体 等

- ・中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体
(例) 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、
企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- ・特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接
又は間接の構成員の2/3以上が表1の基準のいずれかに該当する者である
もの
(例) 農業協同組合、漁業協同組合等

助 成 対 象 者



法 人

次のいずれかに該当する法人

- ①常時使用する従業員の数が表1（P17参照）において、主たる業種ごとに定められるBの基準を満たす法人（国及び地方公共団体を除く）
- ②常時使用する従業員数が100人以下の法人（会社、中小企業団体、国及び地方公共団体を除く）
 (例) 学校法人、医療法人、一般財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合、医療法人、マンション管理組合(法人登記されているもの)



個 人

解散又は事業を廃止した事業者から建築物を継承している個人 等

助成対象となる調査

都内に所在する、昭和52年3月以前に建築・改修された事業用建物であって、建物内で使用されている照明器具のPCB含有の調査を外部委託によって行うもの

※ 敷地内で使用されている照明器具やアパート・マンション等の共同住宅の共用部分に設置された照明器具の調査も対象となります。

助 成 対 象 経 費

PCB含有安定器の使用の有無に係る調査に要する経費

対 象 外

- 取り外して保管中の照明用安定器の調査に要する経費。
- 自ら調査を行う場合。
- 消費税及び地方消費税。

助成金額及び限度額

- PCB含有安定器調査費用の **40%**
- 限度額 400,000円

環境省※の『PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業』にて調査費が10%助成されるので、本事業と合わせれば、**50%**助成されることとなります。
 ※環境省『ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト』

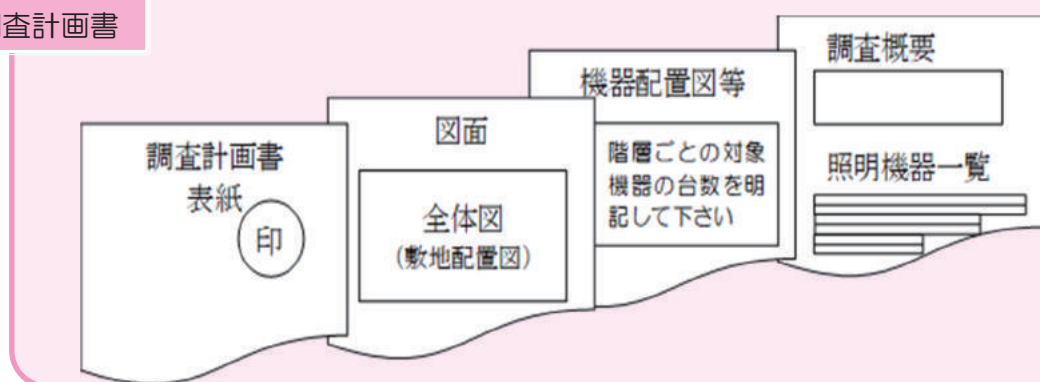
HP: <http://pcb-soukishori.env.go.jp>



1回目 交付申請の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

提出書類		確認内容	チェック
交付申請時	交付申請書 (第1号様式)	① 申請書の住所・氏名・名称が 法人の場合…登記事項証明書と同一 個人の場合…印鑑証明書と同一	☒
		② 印鑑証明書と同一の押印がある	☒
		③ 「【3】調査内容」に調査開始予定日を記載している(作業日が 不明な場合、目安の日付を入れて下さい)	☒
		④ 「【4】PCB含有安定器調査経費(A)」は、調査に要する経費の税 抜き金額である	☒
		⑤ 「【4】経費配分」、「助成対象額(B)」の計算に間違いがない	☒
	建築年月・改修年月が確認 できる書類	⑥ 建物登記簿謄本、課税台帳、建築確認証、等	☒
	業者からの見積書の写し	⑦ 宛名が申請者と同一である	☒
		⑧ 発行者の社印がある	☒
		⑨ 申請機器の台数と単価(税抜き金額)の記載がある	☒
	登記事項証明書 (法人の場合のみ)	⑩ 公社到着時に発行後3ヶ月以内の原本である	☒
	印鑑証明書	⑪ 公社到着時に発行後3ヶ月以内の原本である	☒
	調査計画書	⑫ 発行者の印が押印されているか(押印は表紙のみでよい)	☒
		⑬ 建物名称等が記載されているか	☒
		⑭ 計画書概要に記載された内容と交付申請書(第1号様式)に 記載された内容が一致しているか	☒

調査計画書

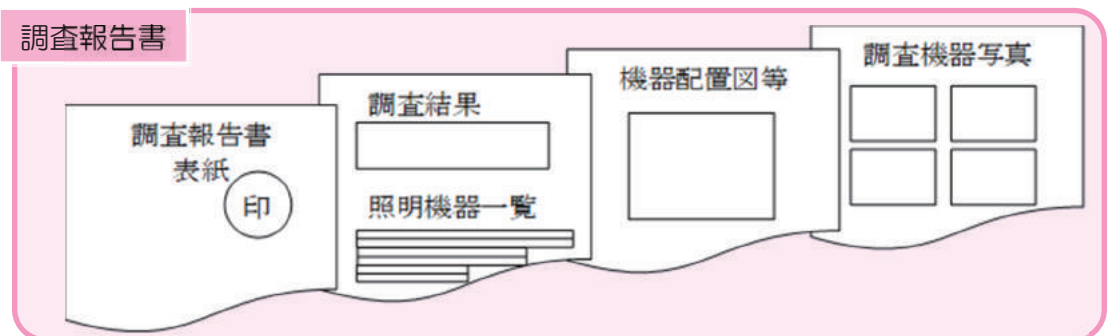




2回目 実績報告の書類を提出する前に、下記の内容を確認しましょう。

提出書類	確認内容	チェック
実績報告時	① 実績報告書の住所・氏名・名称が 法人の場合…登記事項証明書と同一 個人の場合…印鑑証明書と同一	☒
	② 印鑑証明書と同一の押印がある	☒
	③ 「【2】調査完了日」に微量PCB濃度 証明書の発行日を記載している	☒
	④ 「【3】助成金交付決定額」に記載した額と 「交付決定通知書」の交付決定額が同額 ※変更があった場合は変更後の交付決定金額を記載	☒
	⑤ 請求書の住所・氏名・名称が 法人の場合…登記事項証明書と同一 個人の場合…印鑑証明書と同一	☒
	⑥ 印鑑証明書と同一の押印がある	☒
	⑦ 請求金額が交付決定通知書の交付決定額と同額 ※変更があった場合は最終の交付決定額を記載	☒
	⑧ 発行元・宛名・内訳が見積書と同一	☒
	⑨ 発行者の社印がある	☒
	⑩ 支払い金額が見積書、請求明細書と同額である	☒
	⑪ 支払日が請求書の発行日よりも後になっている	☒
	⑫ 調査結果内容、機器配置図、調査機器の写真等が 含まれている	☒
	⑬ 機器配置図と調査機器の写真が一致している	☒
	～安定器の調査を実施した結果、PCB含有安定器と判断された場合～	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管 及び処分状況届出書の写し	☒
	予備登録調査票の写し	☒

調査報告書



照明用安定器の調査を委託する場合は、電気工事業者や専門の調査会社等にご相談ください。調査ができる業者が分からない場合は、下記を参考にお問い合わせください。

◎ 東京都電気工事工業組合傘下のお近くの住宅電気工事センター

HP http://www.tokoso.jp/tokoso/includes/cen_01.html

住宅電気工事センター名	電話番号	担当エリア(お客さまのご住所)
銀座	03-3863-5231	千代田区、中央区、港区
江東	03-3633-5496	江東区、墨田区
江戸川	03-3656-4544	江戸川区
葛飾	03-3838-9301	葛飾区
上野	03-3871-6918	台東区、荒川区
足立	03-3883-7677	足立区
新宿	03-3356-7933	新宿区
豊島文京	03-6912-6671	豊島区、文京区
板橋・北	03-3974-2261	板橋区、北区
練馬	03-3998-4244	練馬区
杉並・中野	03-3318-2512	杉並区、中野区
渋谷	03-5465-1535	渋谷区
世田谷	03-3412-5821	世田谷区
品川・目黒	03-3785-0151	品川区、目黒区
大田	03-3753-7826	大田区
武蔵野	0422-51-5801	武蔵野市、東久留米市、西東京市、 三鷹市(上連雀、下連雀、井の頭、井口、深大寺、大沢3丁目、野崎、新川6丁目(7,22,23,38を除く)、牟礼2丁目(17,18を除く)) 小金井市(貫井北町、桜町、閑野町、梶野町、緑町、本町(1丁目、6丁目を除く)) 小平市(小川東町西武多摩湖線以東、大沼町、学園東町、鈴木町、美園町、御幸町、回田町、喜平町、天神町、仲町、花小金井、花小金井南町、小川2丁目)
調布	042-484-2261	調布市、府中市、狛江市、 三鷹市(中原、北野町、新川、大沢、野崎、牟礼) 小金井市(中町、東町、本町、前原、本町1丁目、本町6丁目、貫井南)
多摩地区		
八王子	042-624-8736	八王子市(以下除く地域:大塚、鹿島、上柚木、越野、下柚木、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、松木、南大沢、鍵水) 日野市(以下除く地域:落川、新町、高幡、平山、程久保、三沢、南平、百草)
青梅	042-554-6947	羽村市、あきる野市、福生市、青梅市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
立川	042-538-2404	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、武蔵村山市
東村山	042-393-9591	東村山市、東大和市、清瀬市、 小平市(西武多摩湖線以西:小川町1丁目と2丁目の一部、小川西町、小川東町の1~5丁目、学園西町、栄町、上水新町、上水本町、津田町、中島町、鷹の台)
町田	042-725-1896	町田市
多摩	042-371-1946	多摩市、稲城市、 八王子市(大塚、鹿島、上柚木、越野、下柚木、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、松木、南大沢、鍵水) 日野市(落川、新町、高幡、平山、程久保、三沢、南平、百草)

◎ 一般社団法人 日本PCB全量廃棄促進協会 ☎ 03-6206-9552 HP <https://www.pcb.or.jp/>

※調査や収集運搬の委託をする際には複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。

よくある質問と注意事項

よくある質問	
Q1	書類の提出方法について教えてください。
A1	郵送、または窓口で申請を受け付けます。
Q2	交付申請書提出前に行ってしまったが、助成金はでますか。
A2	助成の対象外となります。助成事業の実施前に交付申請書の提出をお願いします。
Q3	法人以外のマンション管理組合は助成対象になりますか。
A3	助成の対象になります。
Q4	自社が中小企業なのか、中小企業の中のどの業種にあたるのかが分かりません。
A4	中小企業に該当するかどうかは各助成金の助成の対象者の表を参照して下さい。 業種については、主たる事業の日本産業分類をご参照下さい。
Q5	申請書の入手方法を教えてください。
A5	公社ホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない場合は書類の郵送も可能です。
Q6	申請者の住所が都外でも申請可能ですか。
A6	機器、建物等を東京都内に所有していれば申請できます。
Q7	申請書の提出は1部でいいですか。袋としは必要ですか。
A7	申請書の提出は1部でいいです。袋としは必要ありません。
Q8	実印はどれを押印すればいいですか。
A8	印鑑証明書と同じ印鑑の押印をお願いします。 (2回目の実績報告書の実印も交付申請書と同じ印鑑の押印をお願いします。)

書類提出前の注意事項

- 1 申請書類は提出前にコピーを取り、控えとして保管してください。
審査手続中、公社からの問合せの際に書類を確認していただくことがあります。
- 2 原則、一度提出された申請書類一式は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

● 助成金の書類郵送先・問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8階

微量PCB TEL 03-3649-8541

高濃度PCB TEL 03-3633-2007

安定器調査 TEL 03-3633-2012

〔土・日・祝日、年末年始を除く〕
9時00分から17時00分まで

● 申請書・助成金の手引き等の入手方法について

東京都環境公社のホームページからダウンロードして下さい。

<https://www.tokyokankyo.jp/>

東京都環境公社 で検索



● 指導要綱及び特別措置法に基づくPCBの届出・報告 ● PCB廃棄物の適正管理に関する事

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎

TEL. 03-5388-3573 FAX. 03-5388-1381

● 高濃度PCBの処理申込み先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（略称：JESCO）

東京事業所 TEL. 03-5765-1927

北海道事業所 TEL. 03-5765-1197

● 主なPCB分析機関の紹介窓口（助成金交付の窓口ではありません）

一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL. 03-3878-2811